

裁判所調査官による租税関係および工業所有権関係事件の調査について

昭和48年6月21日刑一第91号高等裁判所長
官、地方裁判所長あて事務総長依命通達

このたび、租税関係事件のほか、工業所有権関係事件についても、その適正、迅速な処理に資するため、他の裁判所に配置されている裁判所調査官に調査を行なわせることになりました。

ついては、租税関係および工業所有権関係事件担当の裁判所調査官に調査を行なわせることができる裁判所の範囲および裁判所調査官の派遣手続の要領を左記のとおり定めしましたので、今後はこれにより実施してください。

なお、本通達に伴い、昭和四十四年四月十九日付最高裁判一第四八号「裁判所調査官による租税関係事件の調査について」当職依命通達は廃止します。

記

第一 裁判所調査官により調査を行なわせることができる裁判所の範囲

各高等裁判所および各地方裁判所

第二 派遣手続の要領

一 租税関係および工業所有権関係事件担当の裁判所調査官に調査をさせるため、右各裁判所調査官の派遣を必要とする裁判所は、最高裁判所に対し、右各裁判所調査官の併任の発令の上申をすること。

二 裁判所調査官を派遣するため旅費を必要とするときは、派遣する庁は、最高裁判所に対し、旅費の増額の上申をすること。